

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の見直し(案)について

1 制度の目的

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、その育成すべき農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 制度の仕組み

この制度は、平成5年8月の「農業経営基盤強化促進法」（以下「促進法」という。）の制定に伴い創設され、促進法第5条で都道府県知事は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定めることとされており、促進法第6条で市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることができるとされている。

3 基本構想の内容

基本構想では以下の内容が示されている。

- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
- ・ 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
- ・ 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
- ・ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- ・ 農業経営基盤強化促進事業に関する事項
- ・ 農地利用集積円滑化事業に関する事項

4 基本構想の見直し理由

基本構想の新たに農業経営を営もうとする青年等の年間農業所得目標については、県農業経営基盤強化促進基本方針及び県央管内の自治体の所得目標と比べ約2倍程度高い目標となっている。従って、実質的な就農計画を作成すると、当該所得目標に到達しないため、就農するために実現不可能な計画を作成している状況であり、このことが参入意欲を失わせるなど新規就農者の参入を妨げる一因となっていることが考えられるため、更なる新規就農者の参入促進を図るべく、当該所得目標を変更するもの。なお、当該目標の見直しに伴い、認定農業者の年間農業所得目標

についても、併せて見直しし、変更するもの。

《本町の基本構想の見直し状況》

- ・平成7年1月に策定
- ・平成12年6月改正
- ・平成19年2月改正※促進法改正に伴う見直し
- ・平成22年6月改正※促進法改正に伴う見直し
- ・平成26年9月改正※促進法改正に伴う見直し

5 基本構想の主な改正のポイント

- (1) 現行の記載については、本町の農業の実態や施策の方向性について、現状に即していない部分があることや、企業等の農業参入等、新たな施策を追加するなど、現状に即した記載に見直し。
- (2) 認定農業者及び新たに農業経営を営もうとする青年等における具体的な経営の指標における所得目標の見直し。
- (3) 農地法の改正に伴い、農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件及び呼称変更等を見直し。

6 基本構想の改正（案）について

※資料：農業経営基盤強化の促進の基本構想（案）新旧対照表

No.	事 項	改 正 案 (内 容)
第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1～5 ○ 本町の農業の実態や施策の方向性に合わせて、記載を見直し。 P 3～10 4 認定農業者の具体的指標 ○ 認定農業者の具体的な経営の指標について、年間農業所得を見直しによる変更。 P 6 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標 ○ 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業所得に関する数値目標を見直しによる変更。 P 10

No.	事 項	改 正 案 (内 容)
第 3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項	2 農用地の利用関係の改善に関する事項 ○ 本町の農業の実態や施策の方向性に合わせて、記載を見直し。 P 1 8 ～ 1 9
第 4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	1 (1) ① ・ ② ・ ⑤ ○ 農地法改正に伴い「農業生産法人」から「農地所有適格法人」へ名称変更。 P 2 0 ～ 2 2 1 (1) ① ○ 農地法改正に伴う、利用権の設定等の受け手要件における一般法人の参入規制の削除。 P 2 0 ○ 実態に合わせるため、利用権の設定等の受け手要件における後継者要件の削除。 P 2 0 1 (1) ③ ○ 農業協同組合法の改正に伴う、条文番号の変更。 P 2 1 1 (1) ④ ○ 促進法改正に伴い、解除条件付き利用権の設定等の受け手における法人の常時従事者の要件緩和による変更。 P 2 2 1 (1) ⑤ ○ 促進法改正に伴う解除条件付き利用権の設定等の受け手における法人の構成員の追加による変更。 P 2 2 1 (7) ④ ・ ⑤ ○ 促進法改正に伴う、記載の見直し。 P 2 5 ～ 2 6 1 (8) ○ 促進法改正に伴う、共有持分の過半数を有する者の同意で足りるものとされている賃借権等の存続期間を 2 0 年に変更。 P 2 6

No.	事 項	改 正 案 (内 容)
第 4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項 ○第1の見直しによる文章中の番号の変更。 P 3 5 (3) ○畜産技術センターが農業技術センターから別機関になったことによる変更。 P 3 6
別紙 1	(第4の1の(1)⑥関係)	(2) ○ 農業協同組合法の改正に伴う、条文番号の変更。 P 4 6 ○ 農地法改正に伴い「農業生産法人」から「農地所有適格法人」へ名称変更。 P 4 6